

平成 28 年第 412 回信濃町議会定例会 3 月会議会議録（4 日目）

（平成 28 年 3 月 8 日 午前 10 時 50 分）

●議長（小林幸雄） 休憩前に続き会議を開きます。

通告の 8 森山木の実議員。

- 1 指定管理者制度について
- 2 矢保利への残土埋立ての経緯について

議席番号 9 番・森山木の実議員。

◆ 9 番（森山木の実） 議席番号 9 番・森山木の実です。明後日 3 月 11 日、震災から 5 年目になるわけですが…明後日ではなくて明々後日、3.11 は 5 年目になります。いまだに仮設住宅暮らし、それから線量が高くて自分の故郷に帰れない方、また家族が離ればなれになっている方など多くおられますが、早く落ち着いた生活ができるよう、祈っております。また信濃町でも、災害支援の一環として東北の子供たちの保養を受け入れているグループがあります。また息の長い活動に敬意を表するものであります。

それと今年、国連の国際女性デー、今日はね、3 月 8 日、国連の国際女性デーです。昔は婦人デーと言ったのですが、今は国際女性デーということです。女はこうあるべきとか、男ならこうあるべきとかいう社会的な性差をなくそうと、ジェンダーフリーを目指す日ということでした。私も頑張るぞとっておりますが、例えば最近「保育園落ちた」、ちょっとあまり言えない言葉なんですけど、「落ちた、日本なんとか」というような、「自分は会社を辞めなきゃならないじゃないか」、「保育園軒並み落ちてしまった。1 億総活躍社会と言ったって、私、活躍できないじゃないか」という匿名のブログが、女性の間で大変反響を呼んでおりまして、怒りのブログなんですけれども、国会で女性議員から取り上げられた際の、与党の方々、それから野次ですね、考えますと、まだまだ女性の活躍は険しい道のりだと思うわけです。どなたにも優しい社会であってほしいと思います。

今日は「指定管理者制度について」と、「矢保利への残土埋立ての経緯について」、以上二点、質問いたします。通告書、書いたり直したり消したりしていたら、ちょっと分かりにくくなった部分がありますけれども、なんとか分かりやすくお伝えしていこうと思います。

指定管理者制度というのは、地方公共団体である信濃町ですね、信濃町が指定する、法人その他の団体を指定管理者として、NPO も含めてですが、指定管理者として、公の施設の管理を行わせる制度ということです。それで、この公の施設の管理全般について、町が指定管理者を選定して、その管理者が管理運営の権限を行使する。そしてその責任も指定管理者が負うと。管理委託制度と違う、前は管理委託制度というのがありましたけれども、それと違う点の一つに、管理委託制度は契約関係なので、入札で選ぶことができましたが、指定管理者の場合は入札はなく、行政処分つまり簡単に言えば、町

がその団体に対して、「あなた、町の代行をしなさいよ」と指定する形という理解でよろしいですね。まだ質問ではないけど、いいですね、はい。私、指定管理者制度というシステムは効果的な面が大きいと思っています。ひだまりセンターとかふれあい広場とか、黒姫の陸上競技場などを見れば、以前よりずっと活気が出ていると思います。ただ最近ちょっと全国的な問題となった、ある大きな書店による図書館の指定管理、それが問題になりましたが、などもあって、ただやみくもに民間に任せるばかりがいいのか、という面もあると思います。

ですから信濃町としては、町としてどんな展望をもって、その施設に指定管理者制度を導入するのかという導入方針を、議会にも住民にも明確に示していく必要があるのではないのでしょうか。というわけで、まずは、どんな方針で、町の公共施設に指定管理者制度を取り入れているのか、お聞きしたいと思います。町長お願いいたします。

●議長（小林幸雄） 横川町長。

■町長（横川正知） 森山議員さんの指定管理者制度についてのご質問でございます。導入の方針ということかと思いますが、今若干、森山議員さんからも触れられました指定管理者制度そのものにつきましては、平成 15 年に地方自治法の一部を改正する法律が施行されて、いわゆる官から民へという、この行政改革を反映し、地方公共団体の公の施設を民間事業者が管理できるように、導入されたということでございます。町の導入方針につきましては、町の行政改革の大綱におきまして、町有施設の適正な管理運用の観点で、指定管理者制度を推進することとしております。また、第 5 次長期振興計画後期基本計画の中でも、効率的な行政運営、その一つに民間委託の推進と適切な管理ということで、その事業効果の高い取り組みを進めると、こういうことで、それぞれの大綱計画の中うたわれていることでございます。

それに基づいて、町としても進めているわけでございますが、今、ビジョンめいたお話もどうなんだということでございます。まさに公の施設の管理運営に、民間事業者が、その持っているノウハウや経営手法を活用することで、経費の削減そしてまた利用者サービスの向上を目指すという観点からも、この指定管理者制度というのは、大変有効な制度だというふうに思っております。以上でございます。

●議長（小林幸雄） 森山議員。

◆9 番（森山木の実） そうしますと、何でもかんでも民間に任せればうまくいくかという、そうではない場合もありますよね。指定管理になじまない公共施設というものもございます。ただ、ひだまりセンターとかふれあい広場とか、先ほど言いましたそのいくつかの指定管理になっている公共施設は、本当に信濃町としては、本当に活気が出てうまくいった例だと思います。これらの公共施設を、町直営でなく民間の指定管理にすることが、利用者や町民にとってメリットがあると思うのですけれども、今まで、これがメリットだったな、これがうまくいったな、これがうまくいくから民間に任せようと、そういった事例はありましたでしょうか。

●議長（小林幸雄） 横川町長。

■町長（横川正知） これは今、森山議員さんからもお話がありましたように、例えばその他にも堆肥センター等々もあるわけですね。ですからひだまりセンターだとか堆肥センターあるいはスポーツ関連として陸上競技場を含めたNPOさんへの管理委託、委託と言いますか指定管理、こういうことは、それぞれ今の言葉的にも、森山議員さんからも評価的なお言葉を頂戴しているわけですが、そういったことではスムーズな運営として、そして結果的に、その効果として、町民の皆さん方の使いやすさ、そしてまた行政的にも考えれば、その経費の節減と言いますか、そういうことにもつながっているというところで、それぞれ良い効果を生んでいるのだらうというふうに思っております。

●議長（小林幸雄） 森山議員。

◆9番（森山木の実） 私も、以前町が、いろいろ、例えばふれあい広場ですね、やっていた時よりは、ずっと使いやすく活気が出ているというのは思っています。ただ、指定管理者を募集した時に、複数の団体が手を挙げているという感じが、例をあまり聞かないのですけれども、それはどうでしょうか。いつも、たった一つの団体が応募している状況でしょうか。

●議長（小林幸雄） 高橋総務課長。

■総務課長（高橋博司） はい。最近、指定管理者の審査をした事例におきましては、それぞれ1社の応募でございましたが、以前におきましては数社の応募があったということでございます。

●議長（小林幸雄） 森山議員。

◆9番（森山木の実） その施設の性格によって、例えばひだまりセンターのような、利用者にとって管理者があまりコロコロ替わらない方がうまくいくような、そういう例もあると思いますから、それはまあ別としまして、他の施設ですね。公募したら複数の団体の応募があれば競争性が確保される。もしかしたら経費がすこし少なくて済むかなといった競争性が確保されたりするのではないかと思うのですが、それについては、どういう、もうちょっと複数あったら良いのになとか、1社でも良いかなという、その複数にこだわらないと町は思っているのか、もうちょっと応募があったほうが良いのか、どちらでしょうか。

●議長（小林幸雄） 和田副町長。

■副町長（和田勇人） 指定管理者につきましては、それぞれの分野におきまして、公募

平成 28 年第 412 回信濃町議会定例会 3 月会議会議録（4 日目）

という形で行っておりますので、結果的に1社なり複数社という形になりますので、町とすれば、議員おっしゃるように何社かいる中での選択の方が、ありがたいわけですが、結果的に応募という中での状況で、1社という形ですので、その部分については致し方ない面があるかと思っております。

●議長（小林幸雄） 森山議員。

◆9番（森山木の実） つまり1社しか応募がないということは、魅力がないというか、その指定管理を受ける、受けたいなと思わせる何か、ないのではないかと思います。メリットがあれば、2社でも3社でも応募してくるような気がするのですが、例えば、あちよつとこれは難しいかなというので、二の足を踏んで応募しないような団体もあるのではないかと思います。もし、今、1社ですよ、例えばふれあいもそうですし、ひだまりは置いておきまして、他は1社が受けているわけですが、もし、今の指定管理者が退いて、その後応募者がなくなった場合、その時はどうするかという想定は、町はしていますか。

●議長（小林幸雄） 和田副町長。

■副町長（和田勇人） 指定管理者につきましては、先ほども申し上げましたように応募という形ですので、この点で応募がなければ、再募集という形もございます。最終的にどこも引き受け手がないというような場合につきましては、直営という形もございますし、また他の方法も考える中で、選択していきたいと考えております。

●議長（小林幸雄） 森山議員。

◆9番（森山木の実） いろいろやってみて、結局まあ町がやるしかないなと思った場合、町が直営でやることのデメリットというのは、どんなものがあるのでしょうか。

●議長（小林幸雄） 和田副町長。

■副町長（和田勇人） 町がやる場合のデメリットと言いますと、一番は経費的な問題の中で、経費の削減を基にして指定管理等も考えておりますので、その点、職員の人件費等も当然加わってきますので、経費の面で高上りになってしまう、あるいは、再三申し上げますように住民サービスの向上を目的にしておりますので、民間感覚での経営の中でのノウハウを持った知識が、やはり行政としては薄いところもありますので、その辺がデメリットになってくるのではないかと思います。

●議長（小林幸雄） 森山議員。

◆9番（森山木の実） お役所仕事だと、住民福祉からちょっと離れてしまうと、サービ

平成 28 年第 412 回信濃町議会定例会 3 月会議会議録（4 日目）

すが。そうですかね。お役所こそ、住民福祉の基本だと思うのですが、お役所仕事というのは、昔からあまり効果的ではないと言われている部分も多いので、それはまあ分かりますが、例えば指定管理者以外でコスト削減が図れないか、検討したことはありますか。検討したことがあったとしたら、その指定管理者以外でコスト削減が図れる、それは結論として何か出たのでしょうか。

●議長（小林幸雄） 高橋総務課長。

■総務課長（高橋博司） 先ほどからの答弁にもございましたけれども、現在指定管理をしておりますのが6施設ございます。こちらにつきましては、それぞれ事業の内容が異なっておりますので、それぞれ直営でやる場合のメリット・デメリット、また、指定管理した場合のメリット・デメリットは違ってまいりますので、一概には言えない部分であると思います。

●議長（小林幸雄） 森山議員。

◆9番（森山木の実） あまり実のある議論になっていないなと自分で思っているんですが、あまりコストカットばかりに意識が行くと、やはり、さっき副町長がおっしゃっていた住民サービスという観点から外れていくと思いますので、そこは本当に、例え、町で直営でやるとしても、その住民サービスがなくならないようなことも考えておいた方が良いと思います。

もう一つ、この制度を適用して、公共施設の運営をうまくいかせるために、その成果の評価はしていますでしょうか。また、そのための第三者機関というのは設置していますか。

●議長（小林幸雄） 高橋総務課長。

■総務課長（高橋博司） 成果の評価についてでございますけれども、まず、地方自治法第244条の2・第7項におきまして、指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない、ということになっておりまして、毎年度その事業報告を受ける中で、内部評価をしております。また、成果も含めまして、業務内容につきまして評価をいただくための第三者機関は、特別に設けておりません。なお、地方自治法の第199条第7項の規定により、町監査委員により、抽出による監査を実施していただいております。

●議長（小林幸雄） 森山議員。

◆9番（森山木の実） 私が言いたかったのは、終わってからの成果の評価でも良いんですけれども、途中で、例えば町長が、たまにでよいですから、ふらっと、ふらっとでも

平成 28 年第 412 回信濃町議会定例会 3 月会議会議録（4 日目）

よいので、その施設をのぞいてみて、管理者と話をするとか、利用者と話をするとか、何かそういうことはやっていた方が良いのではないかなと思ったのですが、それは町長、やっていますか。

●議長（小林幸雄） 横川町長。

■町長（横川正知） なかなか、今までと言いますか、この1年数か月の中で、その施設と言いますか、管理者の方に伺ったということはありませんけれども、今後の中では、そういう機会もできれば良いなというふうに、自分では思っています。

●議長（小林幸雄） 森山議員。

◆9番（森山木の実） 12月議会の中でも、指定管理にするの町の直営にするのという議論がありましたけれども、例えば町には公共施設が他にもあります。観光業の方が、指定管理に、あそこ指定管理にならないかな、などと言っている施設もあります。でも、さっきも言いましたが、指定管理になじまない公共施設もあるでしょう。民間の方がうまくいくのか、それとも町の直営がうまくいくのか、住民福祉のために上手に制度を適用していただきたいと要望いたしますが、町長、そこは、どんなお考えで。

●議長（小林幸雄） 横川町長。

■町長（横川正知） 先ほど冒頭でも申し上げたとおりでありますね。つまり、その施設が事業効果として、どういうメリットが生まれるかと、町民の皆さんが使いやすい、そしてまたその波及として、行政の経費節減にもなると、こういった事業効果というのは、しっかりと、やはり見なければいけないと思うんですね。やみくもに、いろいろな施設を全部指定管理が良いかという、やはりなじまない部分もあるでしょう、というふうに思います。そんな意味で今、森山議員さんから12月の、12月でしたか、先般の議会で、移住定住の施設に係って、議会の皆さんから御動議をいただいて、逆に私どもの提案が理解をいただけなかったということ、大変私は残念な思いでございます。これはやはりなぜかと言うと、その事業効果を一層高めたい、こういう思いでありますので、そういう面からすると、大変残念なことだったなというふうに私は思っております。

●議長（小林幸雄） 森山議員。

◆9番（森山木の実） 町長に今、言うチャンスをあげたなと思っておりますけれども、本当に議論をし、公共施設を指定管理にする時に、きちんと、議決しないといけないのでね、議論をちゃんとしていく必要があるなと、あの時思いました。なぜじゃあ、なぜ町営でないのか、町の直営でないのか、なんで指定管理が良いのか、そのところも、ちゃんと双方で納得しながら進めていけば良かったなと、今後もし是非そうして、そういう議論をちゃんとした上で、公共施設の運営を回していけたら…議論をお願いされたいと

平成 28 年第 412 回信濃町議会定例会 3 月会議会議録（4 日目）

思います。お願いされたいと思ひまして、次の質問に移ります。

次は、矢保利への残土埋立ての経緯についてお聞きいたします。細かいところで、質問の順番がちょっと通告と変わるかもしれないので、よろしくお願ひいたします。

これはですね、この埋立ての計画というのは平成4年から実は始まっています、この大量の残土の埋立て、普通は町から、埋め立てる時は、埋め立てさせてあげる時は、私はトラック1杯いくらかになるのか知りませんが、埋め立てさせてあげるために、何がしかの対価を得るものではないかなと思うのですけれども。その、この大量の残土の埋立てで、町民はいったい利益を得たのだろうか。これはちょっと町の人声なんですけどね。あれはただ埋め立てさせちゃっただけじゃないか、という声もありますので、そういうのはどうだったのかなと、はっきりさせていった方がいいかと、そういう思いで、質問いたします。

まず、その頃は、平成4年ですね、町から野尻区へ上信越道のトンネル残土、それから野尻の下水道工事が出る残土などを埋め立てさせてほしいと、矢保利に埋め立てさせてほしい、それをしないと事業が進まないというような文書が送られています。その時に町外の土は一切持ち込まない、と、そういう文書も、そういう文も、書いてありました。文書を受け取った野尻区がどういう返事をしたのかというのは、町の資料によれば、埋立協力、それと跡地有効利用、それと山村振興事業の整備を野尻区が要請しています。こういう文書が残っています。

それと、文書を受け取って、その、そういう要望をした後に、平成17年、町と道路公団が協定書を交わして、いよいよトンネル残土などの搬入が始まるわけです。結果、約48万立方メートルという量を、谷だったところに埋め立てて、約2ヘクタールの広場になりました。その時に、当時の道路公団と町との間で交わされた協定書を、公文書公開請求で取ったのですが、ざっと言いますと、町と道路公団はそれぞれ、公園事業及び上信越道事業のため、その建設残土を活用して盛土する。つまり残土埋立てを許可してあげる代わりに、そこを公園にさせていただきますよと、そういうことですね。

先ほども言いましたけれども、常識的に考えれば、町有地に大量の残土を埋立て許可する場合、無償ということはないと思うのですけれども、その、ちょっと昔の話で申し訳ないですけど、それはどうだったのか、無償だったのか、町には記録が残っているかどうか、ちょっと分からないのですが、ちょっとそこを教えてください。

●議長（小林幸雄） 横川町長。

■町長（横川正知） これは多分、平成16年頃、具体的に始まったというか、話が出た話だと思うんですね。その当時、私も助役か何かの時だったかなというふうに思っているのですが、そこで高速道の工事に伴って、約40万立方メートルの土砂が出てしまうと、それで当時のJHから、何とか協力していただけないかというような話が、あの時の長にもあったわけでありまして。そんな中で、何とか、この高速道事業、一大事業で、信濃町も多くの皆さんが非常に期待している事業でありますから、予定通り、計画通り進むように、町としてできることは協力しましょうと、こういうことで、当時、その埋め立

てに至ったというふうに思っております。

これはちょっといろいろなことを考えますと、町のいわゆる公共的な立場からして、準公共と言いますか、「道路をいち早く」、その願いに、それぞれ地域の皆さん、私も町民もそうですが、その願いに早く答える、こういうことでお互いに理解をし合ってたということをございまして、そこで今、本来ならば、何と言いますか、町側がお金を取ってやれば良いのではないかというような、多分御趣旨かと思うのですが、これはそういうふうにはなりません、今の思いと JH 側の思いと、お互いにその協力関係を持ちましょうと、こういうことで進めたことをございます。もっと言えば、例えばその前に町民の森があったんですね。あれも何町歩だか、当時の営林局と言いますか、是非信濃町でその土地を買ってほしいと、こういうことで。ついでには、ついでには営林局もその同じ国の機関であっても、町側に何かその計画を出してほしいと、それで国としても、そういう計画に基づいて、じゃあ譲渡と言いますか、するんだよと、こういうようなこともあったわけですね。ですから若干ニュアンスは違うのですが、そういう中で、町と JH が当時話をして、OK をして、そして最終的に公園的に使えるようにしてくれと、これはもう当時も JH からそういうことで申し入れも含めて、向こうの方から話があった話で、それで良いでしょうと、こういうことで当時の理事者も判断して、今に至っているということです。

●議長（小林幸雄） 森山議員。

◆9 番（森山木の実） そのまま今に至っているとは、ちょっと思えないのですけれども、この協定書によれば、やはり公園事業をちゃんとやると。この協定が無効に、有効期間というのは、「協定締結の日からこの協定の各事項に定める事務が完了するまでとする」、この協定に定めた事務というのは、残土埋立てと公園事業などですよ、それが完了する。していないじゃないかと、私は思ったわけです。公園になっていないじゃない。公園というのはね、こういうこの大山桜があったり、ドッグランがあったり、二段になっていて、それと何ですかこの芝生になっていて、シンボルツリーがあり、散策路があり、オートキャンプ場があり、やすらぎの広場となっていると。こういうものを造るという約束だったわけですよ、埋め立てる代わりに。それができていないと。本当に先ほど常識的、町民の森もそうですけれども、今何年か前に視察に行ったところ、ただ木が生えていて、あまり管理されていないなという感じはしたのですけれども、これも買ってくれと言われて、何かしたとしても、あまりうまくいっていない場所だなと思います。

町民の森に関しては、また別の機会に回すことにいたしまして、先ほどの町長の答弁で言いますと、道路公団がこの二段の公園を整備すること、それと町が残土を埋め立てさせることが、こう対価と言うか、何と言うんですか、その代わりにねという、そういうことで受け止めてよろしいですか。

●議長（小林幸雄） 横川町長。

■町長（横川正知） その前に、今お手元に、公園の整備計画みたいなものがあるようで

すが、図面的にですね。それは多分、その当初に JH とのやり取りの中で、構想はこうですよということを出した事柄だろうというふうに理解していますね。その後、どういうふうに変化をして今に至っているかというのは、私もちょっとその辺はあまり承知はしていない部分がありますけれども、要は、そういう経過の中で、対価として、対価としてそういうことだったのかということで、今お尋ねだと思うんですね。それはですから、その全体的な公園として、できるようにしてくださいよと、こういうことで JH も了解をして、その工事費については JH が全て負担をしてやりましょと、こういうことでの、いきさつだったというふうに思います。

●議長（小林幸雄） 森山議員。

◆9 番（森山木の実） 当時はそれでも、やっぱり結局、公園はできなかったわけですよ。本当に、この図は当時のただの話し合いの中で出たわけではなくて、議会の中でも、どうも見たらしいですね。議員があれ見たぞと言っておりましたから、これは議会にも、ちゃんと見せて説明をしたと、そういうことだと思います。まあそのままいけば、矢保利のあの場所というのは、大山桜が咲く公園になっていたのですけれども、そうはいかなかった。さて、道路公団がネクスコになって、平成17年埋立てが始まったわけですよ。で、経緯ということなので、ある日残土にコンクリートガラとポリプロピレン製のファイバーが混じっていることが発覚しまして、これで結構な騒ぎになって、私なんか何も知らなかったのが、あそこに埋め立てていたのかというのは、私初めて知ったわけです。だからその騒ぎで有名になってしまったような土地なのですけれども、町とネクスコとゼネコンと住民が残土調査検討委員会を作って調査をしました。この委員会は、埋立地の保全のために、残土の埋立地というのは、よっぽど注意しないと谷化現象などが起こって崩れる原因も出てきますので、埋立地を保全するために広葉樹と針葉樹の混交林にするよという答申を出しました。それは、副町長、覚えていますか。当時一緒に委員会にいたと思いますが。

●議長（小林幸雄） 和田副町長。

■副町長（和田勇人） あの広葉樹と針葉樹ということは覚えてはいますが、当初二段の桜等を植えての公園というような中で、JH と協議した中で進めてきたわけですが、途中で町政が代わった中でスポーツ合宿の町宣言をし、スポーツ合宿のできるグラウンド等が非常に町内に少ないというような中で、せっかくこう埋め立てているところを、二段ではなくて使い勝手の良いような形でということで、一面で変更させていただいた経過も、議会の皆さんにも御説明させていただきましたし、地元の方にも説明させていただきました。今の針葉樹広葉樹の関係につきましても、実際にコンクリートと言いますか、トンネルのいわゆるガラの土砂等を埋めておりますので、実際に木が根を張って育つような土壌ではないというようなこともお話しさせていただく中で、今の現状の芝生の部分であれば、そんなに根は張らなくてもよいだろうということで変えてきた経過もございます。その点、それぞれ対応の中では変わってきておりますが、議会

平成 28 年第 412 回信濃町議会定例会 3 月会議会議録（4 日目）

あるいは住民の皆さんには説明はさせていただいたところであります。

●議長（小林幸雄） 森山議員。

◆9 番（森山木の実） 私が言おうと思っていた事を全部言ってくださってありがとうございます。あの残土検討委員会というのは、そんなに答申は力のあるものではなかったなと思っております。それとその、今副町長がおっしゃられた、町がアメフトのグラウンドにしたいということで、協定書には、何か変更がある時は、甲乙協議の上変更するものとする、そういう協定を、変更の協議の場が持たれたのかどうかは分かりませんが、グラウンドについてもネクスコと町は話し合ったということ、ネクスコの方から聞いております。今でもあそこをグラウンド、グラウンドと言う人がいるのは、そのためだと思います。「グラウンドにするんだってよ」という話が、ずいぶん飛び交いましたからね。結局、グラウンドにもならず、下の沢の水質検査をする機械を町に寄付しまして、ネクスコはこの事業を終えたと言って、去って行った。そんな解釈でよろしいでしょうか。結局、グラウンドにもならず、水質検査は続けると。いいですか。

●議長（小林幸雄） 和田副町長。

■副町長（和田勇人） グラウンドにはならず、と言いますけれども、今回広場という形の中で、あの広場面で運動等もできますし、それぞれレクリエーション的な場面での活動もできる施設ですので、一概にグラウンドとしての機能がないというのは、私と認識がちょっと違うのかなというところでもあります。

水質の関係であります。当時トンネルの残土の中に、先ほど議員おっしゃられるようにコンクリートとポリプロピレンのファイバーの繊維が混入されていたというような中で、これにつきましても議会の皆さんに現地等を見ていただく中で、その後の対応として、その混入物を除去、あるいは環境への影響というようなことで、上流下流の水質の検査をさせていただいて、その数値については公表させていただいてきておりますので、その点の御理解をお願いしたいかと思っております。

●議長（小林幸雄） 森山議員。

◆9 番（森山木の実） あれがグラウンドとして使えるなら、もうさっさと使えば良かったと、私今思ったのですけれども、取っても取っても小石が出てくるような所ですよ。いつ見に行っても、コロコロと小さい小石が出ていますし、ヒビが、雨で水たまりができたり、ヒビが入ったりするような所だ。グラウンドとして使うには、例えばその残土の上に、こう、何と言うんですか砂利みたいなものを敷いて、何か敷いて、というような三層構造にしないとイケないというふうには聞いています。それができていない。だから、しっかりしたグラウンドとしては使えない土地ではないかと思っております。それで、じゃあ、あの協定書はいったい何だったんだと、公園にするぞという協定書は何だったんだと。今は、あの協定書はどう扱われているのでしょうか。

●議長（小林幸雄） 高橋総務課長。

■総務課長（高橋博司） はい。第6条におきまして、協定締結の日から協定の各事項に定める事務が完了する日まで、としております。町が旧道路公団より引き取りをいたしましたのが、平成20年の11月28日に移管施設現地立会調査を行って、共同で行ってございまして、その時点で、この協定については、6条の協定に基づく有効期間が失効していると考えております。

なお、先ほどから御質問をいただきました公園整備事業の関係でございますが、議員もお持ちの協定書の第5条に施工区分等ということでございまして、別表にあるわけでございますが、日本道路公団、旧道路公団の施工区分、施工区分につきましては、盛土に支障となる立木の伐採処理と建設残土の活用盛土と調整地排水路及び道路でございましたので、この部分について確認をさせていただいております。なお、公園の関係につきましては、この公園の基本構想ということで御説明したのが、平成17年の9月の整備計画の説明会ということで、地元への説明会の席上でお示ししたものでございすけれども、こちらにつきましては、その後、平成21年から盛土跡地利用検討会議ということで、平成20年度盛土が終わりまして次の年から、その跡地の利用を再度、関係の皆さんに集まっていたいで検討する中で、現在に至っているということでございます。

●議長（小林幸雄） 和田副町長。

■副町長（和田勇人） 先ほどからグラウンドという解釈ですが、ご承知のとおり、矢保利の埋め立てた場所については、細長い長方形な土地でありまして、要は正式な競技をする形状の土地ではございません。それとあと埋め立てて広場にするに当たっても、あくまでも正式な競技の会場としてでなく、練習等ができる広場だというような解釈で町もJHも協議の中で進めておりましたので、その点、議員さんとの認識がちょっとずれておりますけれども、あくまでも練習ができる範囲の程度の広場だという解釈でやっておりました。

●議長（小林幸雄） 森山議員。

◆9番（森山木の実） 何でちゃんとしたアメフトのグラウンドにならなかったかという経緯は、当時のネクスコの責任者から聞いてはおります。結局財政的な問題で、何と云うんですか、整地ができなかったと、あきらめたのかなと私は思っております。先ほど総務課長がおっしゃった、矢保利跡地利用検討委員会という、この会議、検討会議という委員会が設置されまして、住民の委員からは介護福祉施設、また運動施設、憩いの場としての公園、そして多目的に利用できる運動施設（グラウンド）という案が出まして、それから町からは、八つの案が出ていました。この埋立地というのは、いろいろな事が起きました。先ほど最初に申し上げましたように、本当に町民は、ここを残土を埋め立てさせることで、何か利益を得たのか、そういう観点からいきますと、何かあまり、何

平成 28 年第 412 回信濃町議会定例会 3 月会議会議録（4 日目）

かあそこはただのお荷物、お荷物は言い過ぎで削除です。持て余しものになったまま今日に至っているのではないか、そんなふうに思ってしまうんですね。土地の使い道が、最初に野尻区に説明した内容からどんどん外れていって、夢のある二段の公園どころか芝よりも雑草が元気な場所になり、景色は最高、でも、どうも、どうも町の土地として、持て余されているなど、そのまま今日に至っている、私の認識は、そういうものになっています。

12月会議の時に、埋立地は産業観光課の所管になったのですよね。だっ広いキャンプ場として指定管理者で管理運営されるということになりました。私の感触としては、あの土地を遊ばせておくのがもったいないから、町が何かちょっと、お役所仕事ではちょっと無理かなというので、指定管理者ならば、あの土地から利益を生み出せるのではないかと、そういう意図でキャンプ場にしたのではないかなという気がするのですけれど、違いますでしょうか。

●議長（小林幸雄） 伊藤産業観光課長。

■産業観光課長（伊藤 均） この検討委員会の一番の答申と言うか意見の中に、緑地公園というものがありまして、景観が素晴らしいので、利用を限定しないで、これにつきましては町民も使えるよう、自由に使えるようになっております。また、その運動施設とか憩いの場の公園、その他多目的にできる運動公園ということで、あくまでも公園という部分で進めてもらいたいということで、今回、町民がまた自由に利用できる広場と、また有効活用する方法があるかという観点で、この広い所を有効に使うということで、あくまでも規定で広場ということにさせていただきました。

●議長（小林幸雄） 森山議員。

◆9番（森山木の実） あの土地はキャンプ場として、うまくいくと思いますか。

●議長（小林幸雄） 伊藤産業観光課長。

■産業観光課長（伊藤 均） 議員おっしゃったキャンプ場という限定ではなくて、あそこはやっぱり町民も使う広場ということで、一部の、上のオートキャンプ場も活かした中で、あの土地を利用していくということです。

●議長（小林幸雄） 森山議員。

◆9番（森山木の実） 何かどうもイメージがわからないのですけれども、もしかして町側も、イメージがあまりわいていないのではないかと、今ちょっと思ってしまったのですが、もし、具体的なイメージがあるようでしたら、町民がどういう使い方を、例えば想定される使い方でもいいのですけれども、例えば町民がどういう使い方をするのか、例えばキャンプ、お金取りますよね、町外の方がキャンプする場合ね、そんな時も、どの辺

平成 28 年第 412 回信濃町議会定例会 3 月会議会議録（4 日目）

にテントを張るのか、オートキャンプなのか、そういうイメージもちょっとよく分からないのですけれど、町がイメージする、あそこの使い方というのを、ちょっと教えてください。

●議長（小林幸雄） 伊藤産業観光課長。

■産業観光課長（伊藤 均） あそこは景観が非常に、議員さんもお存じだと思いますけれども、眺めが良くて、自然の中でやれば活力も生むような地域だと思ひまして、それで町民があそこで、先ほどもお話ししたとおり正式競技はできませんけれども、野球をやったり、サッカーをやったり、そういう場所ができたり、自然の中で体験できるものがそこでできると、そうなるとう当然、町外者もそういう中でできるということで、場合によっては議員さんおっしゃったとおり、キャンプ場として活用する場面もあるし、先ほど申し上げた運動場等ということで、多目的に使える広場だということで認識しております。

●議長（小林幸雄） 森山議員。

◆9 番（森山木の実） この間、条例案の時には、ほとんどキャンプ場として話をしていました。野球をしたりグラウンドとして使ったりという、その、余計騒音が出るようなことは、その時は聞かなかったんですね。キャンプ場として、ということ聞いたので、その話をしていたのですけれども、何か今、そうなんですね、キャンプ場だけではなくて、キャンプをやっているそばで野球をやったり、サッカーをやったりしても良いという、そういう広場ということですか。

●議長（小林幸雄） 伊藤産業観光課長。

■産業観光課長（伊藤 均） 今、例えでそういう話をしましたけれども、多目的に使える広場ということで、一例を申し上げただけです。

●議長（小林幸雄） 森山議員。

◆9 番（森山木の実） 一例と言っても、かなり野球だのサッカーだの具体的だったので、ちょっとこれは本当に、あそこでうまくいくのか、本当にオートキャンプをやっている人のそばでサッカーをやって、それでコロコロと下の方まで、すごい谷の方まで野球のボールが飛んで行っちゃったりするんじゃないかと、今ちょっと頭の中にイメージができてしまっているのですけれども、その使い道に関して、本当にちゃんと規則ができていないと、ちょっとまずいんじゃないかなと思うんですが、ちょっと今回の質問の意図とは違うのですが、これはうまくいくのかどうか、あの土地で町民が何か利益を得たのか、これからも得ていけるのか、という意図で聞いておりますから、野球だのサッカーだのは、ちょっとまた別の話にします。

平成 28 年第 412 回信濃町議会定例会 3 月会議会議録（4 日目）

あの埋立地というのは、その最初の説明と協定から二転三転して今に至っていると。それは町長も認識は同じでよろしいですか。二転三転して今に至ったと。

●議長（小林幸雄） 横川町長。

■町長（横川正知） 二転三転しているのかどうか、私もちょっとまだ検証していないですが、少なくとも当初の、何と言いますか公園的なイメージから変化しているということは、承知しております。

●議長（小林幸雄） 森山議員。

◆9番（森山木の実） これ、まあつまり、町に長期的な展望がなかったからではないかと思うんですよ、あの頃ね、今の町長ではなくてですよ。あの頃からずっと、町に長期の展望、埋めることからですね、埋めるところから、長期の展望がなかったのだと思います。で、自然の谷だった所に残土を埋めさせることで、野尻区や町民が何か利益を得られたのかと、先ほどから言っていますが、私は財政的に言えば、まず利益はなかったと、そして自然、あそこの谷の自然というものに対する喪失感も、大きいのではないかと。私、あそこに初めて入ってみた時に、ああ風景が死んだなと思ったんですね。すごい、あれは、あの残土埋立地は、最初の自然から考えると大変な事業をしたんだなというふうに思います。そろそろ、この土地について経緯を町民にしっかり説明して、あの土地に対する総括をしていかなければいけないと、いけないのではないかと。でないと、あそこはこうだったんだ、あそこはこうなるはずだったんだと、そういう声が、いまだに聞こえるんですね。ですからちゃんと、あの土地は、こういう、これこれこういう始まりから、こういう経緯をたどって、今度その広場として、うまくいくはずだということを、きちんと総括した上で、町民にしっかり説明していかないと、またうまくいかなかったんだね、というような話にならないように、町民益に反するようなことが起きないように、総括して、しっかり説明していくべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

●議長（小林幸雄） 横川町長。

■町長（横川正知） 総括という部分では、それぞれやはりその時その時に御説明を、例えば議会、先ほどの副町長からも話がありましたけれども、議会の皆さんにもしっかりと変更部分については御説明を申し上げて、そしてまさに今になっているわけですね。ですから、そういう中では議員の皆さん方は、住民の代表である議員の皆さん方には、しっかりとその経過も含めて、それがイコール総括になっているというふうに、私は思っているんですね。ですから、その上にさらに町民の皆さん方に、どういう使い方をできるか、まあそういう部分についてのお知らせと言いますか、利用方法も含めて、そういったことについては、十分今後も町民の皆さん方にPRも含めてやる必要があるのだからというふうに思っています。

●議長（小林幸雄） 森山議員。

◆9 番（森山木の実） 今度のあの広場の事業がうまくいくことは願っておりますけれども、どうも心もとない感じがするんですね。あそこは、すごく入りにくいし、あそこで何をするかと言ったら、本当にスポーツが一番向いているのではないかなと思うような土地ですから、町民が憩える場所とか、そういうことはちょっと、私うまくいかないのではないかなと思うんですが、ただ、ただ、うまくいかなかった場合にまた、「何だ、またうまくいかなかったじゃないか」とかではなくて、町は、これこれこういう経緯で残土を埋めて、本当は公園にするところだったけれど、それもできなかったのも、おまけにコンクリートガラは入ってしまうし、検討委員会でもいろいろな意見が出たけれども、冬はもう下から西風がわーっと上がって来て、とてもではないけれど建物は作れないと、そういう説明もきちんとした上で、町としては、もう公園事業というのは、もうなかった、やらなかった、これからもやらない、というようなことを、しっかりやっただ。あの議会に説明したとおっしゃいますけれども、町民は全然それは知らないみたいで、だからよくいろいろな噂、いろいろな判断などが飛び交っているのは、あまり好ましくないと思います。ですから、総括するのは面倒くさいというのでなければ、きちんと、本当は町民の森についてもね、同じことを言いたいんですけども、何て言うんですか、事業がはっきりとうまくいかなかったとは、ちょっと言いたくないかもしれないけれども、でも総括して、今後こういうふうな使い道をしていきたいんですよということは、町民に説明してほしいと、しつこく言いますが、どうですか。

●議長（小林幸雄） 横川町長。

■町長（横川正知） ですから、そのいろいろな、その何と言いますか話の食い違いになってはいけませんので、行政側としては、先ほど言いましたように、それぞれその、然るべき手続きについて、しっかりと説明をしてきたということでありまして。そのことが町民の全員の皆さん方に、十分周知できていないのだということになれば、それはそれとしてまた今までの流れはともかくとして、結果としてもそういうふうになっている部分についての使い方も含めて、何かの機会にお知らせをするということは、別に私は拒否するものでもありません。

●議長（小林幸雄） 森山議員。

◆9 番（森山木の実） 私、やっぱり情報、情報公開していくということは、すごく大事だと思っています。昔ね、町長と話したように、民主主義ってやっぱり情報公開だなと思っておりますので、いろいろな声がある中、はっきりしたものを一本ポーンと出していれば、大変ありがたいと思います。

大量の残土の埋立というのは、地質にも水質にも、すごい影響を与えてしまいます。これを教訓としまして、残土埋立てについては、これからもあると思いますが、慎重の

平成 28 年第 412 回信濃町議会定例会 3 月会議会議録（4 日目）

上にも慎重をお願いしたいと要望して、質問を終わります。

- 議長（小林幸雄） 以上で、森山木の実議員の一般質問を終わります。
この際申し上げます。昼食のため午後 1 時まで休憩といたします。

（午前11時48分）